

会員  
限定

泉大津での会社設立を応援します！

### 会社等設立支援事業補助金 【補助上限10万円・補助率1/2 以内】

本市内において本店を置く会社等を新たに設立する事業者を対象に、**設立当初の経済的負担を支援するための補助金制度**を設けました。

【対象条件】 泉大津市内に本店を置く会社等を新たに設立する者で、営利を目的とする会社(株式会社、合名会社、合資会社または合同会社)であること  
15社(先着順)

【募集事業所数】 定款認証代(公証人手数料)

【補助対象経費】 定款謄本代  
定款印紙代  
登録免許税  
(本市の特定支援事業を活用した場合、軽減(半減)となります)  
行政書士や司法書士への定款作成料

【注意事項】 ・ 設立後6ヶ月以内に申請すること  
・ 泉大津商工会議所の創業相談・経営指導を受けること  
・ 本補助金交付後、3年間は泉大津商工会議所会員を継続すること  
・ 本補助金交付後、5年間の事業継続に努めること  
※予算に限りがございます。

【問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

会員  
限定

無担保・無保証人・保証料なし

### 「マル経融資」ご存じですか？

マル経融資は、小規模事業者の方々が経営や技術の改善を図るため、経営の合理化や設備に必要な資金を担保も保証人もなしに低金利で融資する国の融資制度です。

【対象者】 泉大津市内で商工業を営んでおり、最近1年以上継続して営業実績がある方。  
※指導実績・規模・居住・業種・納税など要件に制限がありますので、一度問合せください。

【貸付限度額】 2,000万円

【貸付期間】 運転資金7年、設備資金10年以内

【金利】 1.35% (令和6年5月1日現在)

さらに、泉大津市の中小企業事業資金利子補給制度を受けることができます。対象資金の融資額内で最高500万円まで、返済利率の内、年1%以内(事業主が泉大津市内に住所を有しないときは、0.5%以内)の補給が受けられます。まずは本所にお電話ください。

【問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

### 要予約 経営専門相談会

労務に関する相談は随時受付しています！

色々な分野の専門相談を無料で実施しています！

6月25日(火) 経営・労務

【内容】創業・第2創業、経営全般  
【相談員】中小企業診断士、社会保険労務士

6月11日(火) 金融

【内容】設備資金・運転資金の調達など  
【相談員】日本政策金融公庫担当者

6月12日(水) 法律

【内容】諸契約のトラブル、債権回収など  
【相談員】弁護士

6月7・21日(金) 経営

【内容】各種補助金やアフターコロナに関する経営相談など  
【相談員】中小企業診断士

6月19日(水) 税務

【内容】記帳、経理、相続、譲渡など  
【相談員】税理士

相談を受けていただく方には、所定の相談申込書へのご記入をお願いすることがあります。相談時間は経営・労務は午前10時～午後4時まで。その他は午後1時30分～午後4時まで。相談枠には限りがあるため、相談を希望される方は、予め経営支援課までご予約ください。前日の午前10時まで予約可能です。

【申込・問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

### 新事業展開テイクオフ支援事業のご案内 新事業展開をめざす府内中小企業を支援するため、補助金を交付します！

大阪府では、原油価格、物価高騰等の影響によるコスト増に伴い、経営が厳しい状況の事業者の新規事業を応援します。支援機関と連携した伴走支援並びに補助金を活用し、早期の収益化をめざしましょう！申請にあたっては、あらかじめ大阪府が指定するセミナーの受講が必要です。

【公募期間】 令和6年6月3日(月)～6月28日(金)

【対象者】 大阪府内の中小事業者

※大阪府が指定するセミナー受講者

【対象事業】 ①既存事業とは異なる事業分野・業種への進出  
②新たな取り組みによる事業の改善を図る新事業展開

【補助金額】 上限100万円(対象経費総額の4分の3以内)

※建設業・運輸業における、新事業展開のための人手不足解消の取組みに係る経費に対しては、50万円の補助上限上乗せが可能です。(最大150万円補助)

【対象経費】 新事業展開に係る経費(機械装置・システム構築費、広告宣伝・販売促進費、開発費、専門家経費、外注費など)

【問合せ】 本所経営支援課 TEL: 23-1111

詳しくはこちら



### 中小事業者の皆さま！

先着順

### 対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入を補助します！

【公募期間】 9月30日まで

【対象者】 府内の工場・事業場において対策計画書に位置付けた設備更新等の取組みであり、かつ設備更新等の前後において、次に掲げる要件のうちいずれかを満たす事業者とします。

(1)事業所全体の年間エネルギー使用量を1%以上削減する事業  
(2)事業所全体の二酸化炭素排出量を年間1トン-CO2以上削減する事業

※注:任意届出制度に基づく対策計画書を届け出る必要があります。

※注:脱炭素経営宣言をしていただく必要があります。

【補助金額】 省エネルギー設備(※) 1/3以内  
(※)ユーティリティ設備…LED照明、空調機、コンプレッサー等生産設備…工作機械、印刷機、冷蔵庫等  
太陽光パネル 2万円/kW、定置用蓄電池 1/3以上  
上限額:300万円

【対象経費】 事業を行うために直接必要な設備機器の購入、購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。なお、太陽光パネルは単位定格出力あたりの額となります。

【応募方法】 9月30日(月)午後6時までに大阪府行政オンラインシステムにて提出。

詳しくはこちら▶



### カーボンニュートラルセミナー

大阪府の中小企業向け

「脱炭素施策」解説と脱炭素経営へのチャレンジ

【日時】 7月3日(水)午後2時～4時

【定員】 50名

※オンライン受講は定員なし

【内容】 1 大阪府の脱炭素経営に関する支援策の説明  
2 CO2排出量の見える化・SBT認証取得の重要性について  
3 CO2削減に取組む企業の事例  
4 全体質疑・名刺交換会

【会場】 堺商工会議所2階大会議室・Zoom

(堺市北区長曾根町130番地23)

【申込】 左下二次元コードからお申し込みください。

【問合せ】 堺商工会議所 産業振興課

【主催・共催】 TEL: 072-258-5502

主催/堺商工会議所  
共催/高石商工会議所・和泉商工会議所・泉大津商工会議所



◀ 申込はこちら



先着順